

くみあいニュース No. 105

2014. 9. 30 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行
kitunion@mbox.kyoto-inet.or.jp

9月22日（月）に年俸制に関する団体交渉を行いました。

内容的には9月16日（火）の段階と余り変わりませんでした。法人は10月2日の役員会と10月9日の経営協議会で年俸制を導入する規則改正を行うつもりです。但し、その規則の決定稿は依然出来ていませんでした。

9月24日（水）昼休みに代議員会が開かれました。

「教員の任期に関する規則」の改正案については
法人が過半数代表者と
適用範囲に関しての確認書を交わすことを条件に
承認することを御認めいただきました。

年俸制については議論がまとまりませんでした。

年俸制適用教員給与規則案は決定稿ではないということで回覧と致しましたが、そのような段階で結論を出すべきではない、法人と組合との交渉の有り方を正常な形とせよ、という御意見が出されました。

9月24日（水）17：30から定期総会が開かれました。

皆様の御協力により無事成立致しました。

第2・3・4・6号議案はそのまま承認されましたが、
第1号議案は付帯決議を付けて、第5号議案は修正の上で
承認されました。

付帯決議は年俸制協議に関するもので、年俸制に関する規則案を直ちに全職員に対して公開することを求め、年俸制の規則案すらできていない段階から、公募において承継職員の座になかった新規採用職員に対しては全て年俸制を適用することを表明するような、組合との交渉をないがしろにするやり方に強く抗議するものです。

第5号議案では B. 各階層の課題の教員の第2段落の先頭に「承継職員への年俸制の是非及び内容については引き続き交渉を続けていきます。年俸制が導入された場合にも、」を付け、「年俸制の教員がどのような形での業績評価を受け、……」に続くようにすることと、 D. 組織拡大と組合拡大の第1段落の後ろに「選出された過半数代表者を執行部としては責任をもって支援して参ります。」を付け加えることの修正が行われました。

決議を受けて、法人には年俸制規則の採択日程を白紙に戻し、改めて新執行部との団体交渉を行うことを申し入れます。

平成26年9月30日

国立大学法人 京都工芸繊維大学
学長 古山 正雄 殿

京都工芸繊維大学職員組合
執行委員長代行 塚本 千秋

年俸制に関する協議についての申し入れ

9月22日に年俸制に関する規則案を提示していただきましたが、それは外部に検討を依頼している段階の未定稿という扱いでした。決定稿ができ次第、連絡いただくことになっておりましたが、現時点では私の手元に届いておりません。

また、9月24日に組合の代議員会と定期大会を開催致しまして、組合員の皆さんの意見を聴取致しましたところ、年俸制に関する規則案や要項案を提示されていない段階では議論にならない、年俸制導入を前提にしての議論は拙速である、特に、承継職員の座になかった新任教員に対しては全て年俸制を適用するという方針は、文科省も要請を行っていない本学独自の処置となるもので、「同一労働・同一賃金」の根本を揺るがす大きな不利益変更であるから、十分な議論が前提とされなければならない、との意見が多数を占めました。既に抗議しましたように、法人が、組合との協議を行う前に、教員公募要領において、年俸制導入を前提とした記述を入れ、重要事項については組合と十分な労使協議を行うと言う慣行をないがしろにしていることにも厳しい意見が出ました。その結果、新しい組合執行部の活動方針として、年俸制に関する規則案や要項案を全職員に配布・通知して意見を集約した上での、改めての団体交渉を行うことが議決されました。

法人側から、10月2日に役員会を行い、10月9日に経営評議会を開いて年俸制に関する規則を決定するとの日程が示されておりましたが、現組合執行部は9月30日でその任期が終わり、10月1日からは新組合執行部が発足致しますので、年俸制規則の決定の日程をいったん白紙に戻し、その新執行部との団体交渉を行っていただくことを京都工芸繊維大学職員組合として申し入れるものです。

年俸制規則案の迅速な公開を求めると共に強行導入を行わないことを要請致します。

以上